

保育所等利用調整基準の見直しについて

保 育 課

○概要

- ◇保育士確保のために、更なる利用調整基準の見直しを行い、市内の保育施設に内定した保育士の市内保育所の利用が可能となるよう、調整点数の見直しを行う。
- ▽幼稚園と小学校・中学校の教員にも新たに加点する。(10点)

◇その他の事項

- ▽きょうだい同時申込みの場合に加点があると同一園に通える可能性が増える。(多子世帯優先)
 - ・既に入園しているきょうだいがいる場合は加点制度があるが、同時申込みの場合は加点が無い。保護者の負担を軽減するため、同一園に入園しやすくするために加点する。(11点)。
- ▽待機加点については、前年度複数園を希望していても入所できなかった場合に加点する。(10点)
 - ・困窮度の高い人に限定する。
- ▽希望園が多い方が困窮度が高いと考えられるので、3園以上希望した場合加点する。(1点)
- ▽育休制度の適用がなく出産後1年以内にすでに就労している場合についても、困窮度が高いと考えられ、加点する。(10点)
- ▽常態として1年以上就労している場合についても、困窮度が高いと考えられるので、加点する。(1点)
- ▽保育の無償化により副食費についても滞納が発生することが考えられるため、「保護者に正当な理由がなく6か月以上保育所保育料の滞納がある場合」を「保護者に正当な理由がなく保育所保育料等の滞納がある場合」に変更する。

○保育士の加点の見直しについて

- ◇フルタイム内定35点とフルタイム就労中50点の差以上に加点する。(20点)
- ◇市外居住者で市内保育施設に勤務(内定を含む)する者については、市外居住者100点減点を行わない。
- ※入所後、一定期間(5年程度)の職務実績を求める考え。